

## 伊予市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

平成20年6月18日

告示第72号

### （目的）

第1条 この要綱は、本市で開催され、多くの市民の参加等が見込まれる行事において、参加者等が突然心肺機能停止状態に陥ったときに備え、当該行事を主催する団体等に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことにより、一次救命処置体制の強化及び救命率の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「行事」とは、市内において10人以上の市民が参加し、かつ、営利を目的としないスポーツ大会、講演会、コンサート等をいう。

### （貸出機器）

第3条 貸出機器は、伊予市総務部危機管理課（以下「危機管理課」という。）に配置した3台のAEDとする。

### （貸出しの対象）

第4条 AEDは、当該行事を主催する団体等の代表者へ貸出しするものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### （貸出しの要件）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする団体等は、原則として、当該行事に医療従事者又は消防署その他の講習機関が実施するAEDの取扱いに係る救急救命講習等を受講した者を配置しなければならない。

### （貸出期間）

第6条 AED貸出期間は、当該行事の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長又は短縮することができる。

### （申請手続き）

第7条 AEDの貸出しを受けようとする団体等は、原則として、貸出しを受けようとする日の6ヶ月前から1週間前の日までに、自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様

式第1号。以下「貸出申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、貸出しの可否を決定し、自動体外式除細動器(AED)貸出承認・不承認通知書(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により貸出しの決定通知を受けた団体等(以下「利用者」という。)は、危機管理課において引渡しを受けるものとする。

(申請書が複数者から提出された場合の貸出しの決定)

第8条 前条第1項の貸出申請書が、同一期間に複数の団体から提出され、当該貸出しを希望する日が重なったときは、申込順により決定するものとする。

(返却)

第9条 利用者は、返却期日までにAEDを危機管理課に返却し、かつ、自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。なお、返却後、必要に応じてその状況を聴取することがある。

(経費)

- 第10条 AEDの貸出しは無料とする。ただし、貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、利用者の負担とする。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、貸出期間中、AEDを傷病者に対して使用した場合の附属品のパッド更新は、市長の責任及び負担において行う。

(維持管理)

第11条 利用者は、AEDを返還するまでの間において、善良なる管理者の注意を持って管理するほか、AEDの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDは取扱説明書により適切に使用すること。
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(損害賠償)

第12条 市長は、利用者が、故意又は過失によりAEDを紛失し、又は破損させた場合には、自動体外式除細動器(AED)破損等報告書(様式第4号)を提出させるとともに、現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

(返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定にかかわらず、利用者からAEDを返還させることができる。

- (1) 利用者が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 利用者が、本要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この告示は、平成20年6月18日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第45号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。